

介護職員等特定処遇改善加算の取り組み

【介護職員等特定処遇加算とは】

令和元年10月の介護報酬改定により、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で、介護職員処遇改善加算に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設されました。

当該加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。内閣府が平成29年に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された、「勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額平均8万円相当の処遇改善を行う」という方針に基づく制度設計です。

また、経験・技能を有する介護職員に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき、その他の職種（介護職員以外）への処遇改善も、法人の判断で可能となる等、柔軟な運用も認められています。絶対要件として、現行加算と特定加算共に、施設・事業所に入金された加算額は、職員の賃金処遇改善に充当する必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 介護職員処遇改善に基づく取組の見える化を行っていること

【誠心会における取組の見える化】

「見える化」とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事とされています。

1. 事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業が現行加算(1)を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算(1)を取得しています。

2. 処遇改善に関する具体的な取り組み内容

項 目	当法人が取り組んでいる主な事項
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●介護福祉士等の資格取得しようとする職員に対し、受講料等資格取得に関する費用を法人が負担する等の制度があります。 ●所定の資格取得した場合に、資格手当等の支給制度があります。 ●人事考課制度との連動により、適時に昇任・昇格する制度があります。
労働環境・処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ●リフト車輛、機械浴、電動ベッド等の導入により、介護職員の腰痛対策を実施しています。 ●介護職員の負担軽減を図るため、見守りセンサー等を導入しています。 ●介護システムの導入により、情報の共有、記録の電子化による業務負担の軽減を行っています。 ●年2回全職員を対象に健康診断を実施しています。 ●クルミンマークの取得、子育てのやさしい企業認定等子育て世代が安心して働けるよう各種制度を設けています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な働き方ができるよう、各種制度があります。 ●基本的には正規職員での採用としています。 ●短時間での勤務からフルタイムでの勤務への変更等、状況により勤務時間を調整することが可能です。 ●妊娠期間中の体調異変等により休業できる制度(妊婦休業)があります。